

# 沖縄県警察捜査用似顔絵指定捜査員制度実施要綱の制定について

発出年月日：平成13年06月15日

文書番号：沖例規鑑5

公表範囲：一部省略

捜査活動において活用される似顔絵（以下「捜査用似顔絵」という。）については、これまで被疑者検挙に結び付くなどその効果を発揮しているところであるが、本県における捜査用似顔絵の作成は、刑事部鑑識課機動鑑識係員及び各警察署の警察職員（以下「職員」という。）のうち、捜査用似顔絵の作成技術・技能を有する者が対応しているため、他の事件・事故等が発生し、現場に臨場中の場合は、迅速な対応ができない状況である。

よって、職員のうち、過去、捜査用似顔絵を作成して事件解決に貢献した職員及び似顔絵の作成に関し、優れた技術・技能を有する職員を捜査用似顔絵作成者として指定し、迅速かつ効果的な捜査活動に資するため、別添のとおり「沖縄県警察捜査用似顔絵指定捜査員制度実施要綱」を制定し、平成13年6月20日から実施することとしたので、本制度の効果的な運用に努められたい。

別添

## 沖縄県警察捜査用似顔絵指定捜査員制度実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、捜査活動において活用される似顔絵（以下「捜査用似顔絵」という。）を作成する捜査用似顔絵指定捜査員（以下「似顔絵捜査員」という。）の推薦、指定、運用その他必要な事項を定め、もって、捜査用似顔絵の効果的な活用を図ることを目的とする。

### 第2 講習会の開催

警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察職員（以下「職員」という。）の捜査用似顔絵の作成技術向上のため、捜査用似顔絵講習会及び捜査用似顔絵審査会（以下「講習会等」という。）を年1回開催するものとする。

### 第3 推薦

所属長は、所属職員のうち、講習会等受講修了者（以下「受講修了者」という。）及び似顔絵の作成技術を有すると認められる職員から適任と認められる者を似顔絵捜査員候補者として似顔絵捜査員推薦書（別記様式第1号）により、本部長に推薦するものとする。

### 第4 指定等

#### 1 実技審査

刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、所属長から推薦のあった似顔絵捜査員候補者について、似顔絵技能基準表（別表1）及び似顔絵審査評価表（別表2）に基づき実技審査を実施するとともに、その結果を本部長に報告するものとする。

#### 2 指定書の交付及び指定の通知

本部長は、実技審査の結果に基づき、似顔絵捜査員の指定を行い、当該似顔絵捜査員に対して似顔絵捜査員指定書（別記様式第2号）を交付するとともに、似顔絵捜査員指定（指定解除）通知書（別記様式第3号。以下「通知書」という。）により所属長に通知するものとする。

#### 3 通知書の保管

通知を受けた所属長は、当該指定の通知書を人事記録カードとともに保管するものとする。

#### 4 似顔絵捜査員名簿

鑑識課長は、似顔絵捜査員名簿（別記様式第4号）を備え付けるものとする。

#### 第5 指定の解除等

##### 1 指定の解除の申請

所属長は、所属の似顔絵捜査員について、人事異動又は健康上の理由から指定を継続することが不可能であると認められる場合若しくはその他の事由により指定を解除することが適当と認められる場合は、似顔絵捜査員指定解除申請書（別記様式第5号）により、本部長に当該指定の解除を申請するものとする。

##### 2 指定の解除

- (1) 本部長は、指定の解除の申請があった場合で当該解除の理由が適当であると認めるときは、似顔絵捜査員の指定を解除するものとする。
- (2) 似顔絵捜査員の指定の解除は、通知書により所属長に通知して行うものとする。
- (3) 通知を受けた所属長は、当該指定解除の通知書を人事記録カードとともに保管するものとする。
- (4) 鑑識課長は、似顔絵捜査員の指定の解除があった場合は、当該似顔絵捜査員を似顔絵捜査員名簿から削除するものとする。

#### 第6 運用

##### 1 自所属の似顔絵捜査員の運用

所属長は、捜査用似顔絵を作成する必要がある事件・事故等が発生した場合は、原則として所属の似顔絵捜査員に捜査用似顔絵を作成させるなどして効果的に運用するものとする。

##### 2 似顔絵捜査員の派遣要請

所属長は、捜査用似顔絵を作成する必要がある事件・事故等が発生した場合で、所属の似顔絵捜査員の運用が困難であると認める場合又は所属に似顔絵捜査員がいない場合は、鑑識課長を経由して刑事部長に似顔絵捜査員の派遣を要請するものとする。

##### 3 派遣の決定

刑事部長は、似顔絵捜査員の派遣要請があったときは、他の似顔絵捜査員が所属する所属長に派遣を要請するなどして調整の上、似顔絵捜査員の派遣を決定するものとする。

#### 第7 報告

似顔絵捜査員の所属する所属長又は似顔絵捜査員の派遣を受けた所属長は、似顔絵捜査員が捜査用似顔絵を作成したときは、捜査用似顔絵作成報告書（別記様式第6号）により、似顔絵捜査員が作成した捜査用似顔絵が捜査活動に効果的に活用されたときは、捜査用似顔絵効果報告書（別記様式第7号）により本部長に報告するものとする。

#### 第8 教養・訓練

鑑識課長は、似顔絵捜査員に対し、捜査用似顔絵の作成に関して必要な教養・訓練を計画的に実施するものとする。

#### 第9 事務担当課

この要綱に関する事務は、鑑識課において行う。

別表 1

似顔絵技能基準表

審査事項	技能基準
似顔絵の基礎知識	次の事項について理解していること。 1 似顔絵の長所及び短所 2 目撃者からの聞き取り項目 3 顔の基本構造及び印象 4 外国人の顔の特徴
人物のデッサン	人物（男性及び女性）をモデルに顔のデッサンが行える。
聞き取りによる似顔絵作成	1 目撃者から、聞き取りにより似顔絵を作成できる。 （鑑識課員の証言をもとに似顔絵を作成する）。  2 作成した似顔絵について似顔絵審査評価表（別表 2）により総合評価「C」以上の審査評価である。

別表 2

似顔絵審査評価表

評価基準	A：そっくりである。（酷似度90%以上） B：よく似ている。（酷似度80%～89%） C：似ている。（酷似度70%～79%） D：少し似ている。（酷似度60%～69%） E：感じとしては似ている。（酷似度50%～59%） F：あまり似ていない。（酷似度49%以下）	
各部位の評価	輪郭	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
	頭髪	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
	目	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
	眉	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
	鼻	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
	口	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
	その他（ ）	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F
総合評価	各部位の評価（%）を平均して、似顔絵の酷似度を算出する。 【      %】      （A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F）	

別記様式は、省略